

第 11 章

環境の保全のための措置

第11章. 環境保全のための措置

11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

11.1.1 環境保全措置の検討

本業務の実施にあたっては、計画地周辺に住宅地等の環境保全上配慮すべき施設が立地する地域であることを考慮し、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減すること、法令基準等に基づき設定した環境保全目標を達成することを目的として、工事中及び供用時の各段階において環境保全のための措置を検討した。

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、以下に示すとおりである。

なお、各環境の保全のための措置の実施に伴い新たな環境影響は生じない。

また、事後調査時に、事業の実施による影響が確認もしくは想定された場合は、速やかに追加の保全措置を検討する。

11.2 大気質

11.2.1 工事（建設機械の稼働）による影響（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）

表 11.2-1 工事（建設機械の稼働）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	建設機械は、排出ガス対策型を使用するように努める。	建設機械のアイドリングストップを徹底するように努める。	計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるように努める。	建設機械の整備、点検を徹底するように努める。
実施時期	工事中	工事中	工事中	工事中
効果	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。	騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。	騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。

11.2.2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）

表 11.2-2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用するように努める。	資材運搬等の車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するように努める。	資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。	資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するように努める。	資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。	資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないよう、計画地内で待機させることに努める。
実施時期	工事中	工事中	工事中	工事中	工事中	工事中
効果	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。	騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。	騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。	騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。	騒音・振動の影響が緩和される。

11.2.3 工事（造成等の工事）による影響（粉じん等）

表 11.2-3 工事（造成等の工事）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	強風時には土工作業を控えるとともに、造成箇所や建設機械の稼働範囲及び資材運搬等の車両の仮設道路に適宜散水を行うように努める。	工事区域出口に洗浄用ホースを設置する等、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払い落としや、場内の清掃等を徹底するように努める。	計画的、かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるよう努める。	土砂の運搬時には、必要に応じて資材運搬等の車両の荷台をシートで被覆するように努める。	必要に応じて、仮囲いを設置する。	必要に応じて、造成地をシートにより被覆するなど、裸地からの粉じん等の飛散を防止する。
実施時期	工事中	工事中	工事中	工事中	工事中	工事中
効果	粉じん等の飛散の低減が見込まれる。	粉じん等の飛散の低減が見込まれる。	粉じん等の飛散の低減が見込まれる。	粉じん等の飛散の低減が見込まれる。	粉じん等の飛散の低減が見込まれる。	粉じん等の飛散の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。	なし	騒音の影響が緩和される。	濁水の発生の低減が見込まれる。

11.2.4 存在・供用（施設の稼働）による影響（二酸化窒素，二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，その他の大気質に係る有害物質等）

表 11.2-4 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減
実施主体	事業者
実施内容	進出企業に対しては大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による公害の未然防止に努めるよう指導する。
実施時期	存在・供用時
効果	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし
他の環境への影響	なし

11.2.5 存在・供用（自動車交通の発生）による影響（二酸化窒素，浮遊粒子状物質，炭化水素）

表 11.2-5 存在・供用（自動車交通の発生）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	最新排出ガス規制適合車の使用に努めるよう指導する。	ディーゼル車については、埼玉県生活環境保全条例に基づく排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底するよう指導する。	進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。	進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう指導する。	進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するよう指導する。	進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。
実施時期	存在・供用時	存在・供用時	存在・供用時	存在・供用時	存在・供用時	存在・供用時
効果	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。	大気汚染物質の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。	騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。	騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。	騒音・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。

11.3 騒音・低周波音

11.3.1 工事（建設機械の稼働）による影響（騒音）

表 11.3-1 工事（建設機械の稼働）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	建設機械は、低騒音型を使用するように努める。	計画的、かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるように努める。	建設機械のアイドリングストップを徹底するように努める。	建設機械は、不要なクラクションを行わないよう作業員に周知・徹底する。	建設機械の整備、点検を徹底するように努める。	建設機械の設置位置を民家等の保全対象から可能な限り離すように努めるとともに、必要に応じ、仮囲い等の防音対策を講じる。
実施時期	工事中	工事中	工事中	工事中	工事中	工事中
効果	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の伝搬の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質、温室効果ガス等の影響が緩和される。	なし	大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。	粉じん等の飛散の影響が緩和される。

11.3.2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響（騒音）

表 11.3-2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。	資材運搬等の車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するように努める。	資材運搬等の車両は、不要なクラクションを行わないよう作業員に周知・徹底する。	資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するように努める。	資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。	資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないよう、事業実施区域内で待機させることに努める。
実施時期	工事中	工事中	工事中	工事中	工事中	工事中
効果	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質、温室効果ガス等の影響が緩和される。	なし	大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質、振動、温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質、振動の影響が緩和される。

11.3.3 存在・供用（施設の稼働）による影響（騒音）

表 11.3-3 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減
実施主体	事業者
実施内容	進出企業に対し、騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう指導する。
実施時期	存在・供用時
効果	騒音の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし
他の環境への影響	なし

11.3.4 存在・供用（自動車交通の発生）による影響（騒音）

表 11.3-4 存在・供用（自動車交通の発生）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。	進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう指導する。	進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップ等、エコドライブの励行を徹底するよう指導する。	進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。
実施時期	存在・供用時	存在・供用時	存在・供用時	存在・供用時
効果	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。	騒音の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	大気質・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質・温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質・振動・温室効果ガス等の影響が緩和される。

11.3.5 存在・供用（施設の稼働）による影響（低周波音）

表 11.3-5 存在・供用（施設の稼働）による影響（低周波）に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減
実施主体	事業者	事業者
実施内容	各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。	屋上に設置する設備機器（ルーフファン等）については、なるべく民家側には設置しないように、配置計画を指導する。
実施時期	存在・供用時	存在・供用時
効果	騒音（低周波音）の発生の低減が見込まれる。	騒音（低周波音）の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし

11.4 振動

11.4.1 工事（建設機械の稼働）による影響

表 11.4-1 工事（建設機械の稼働）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者
実施内容	建設機械は、低振動型を使用するように努める。	計画的、かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるように努める。	建設機械の整備、点検を徹底するように努める。
実施時期	工事中	工事中	工事中
効果	振動の発生の低減が見込まれる。	振動の発生の低減が見込まれる。	振動の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。

11.4.2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響

表 11.4-2 工事（資材運搬等の車両の走行）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	資材運搬等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。	資材運搬等の車両は、走行速度を抑制するよう努める。	資材運搬等の車両の整備、点検を徹底するように努める。	資材運搬等の車両は、周辺道路での待機による渋滞を発生させないよう、事業実施区域内で待機させることに努める。
実施時期	工事中	工事中	工事中	工事中
効果	振動の発生の低減が見込まれる。	振動の発生の低減が見込まれる。	振動の発生の低減が見込まれる。	振動の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質、騒音、温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質、騒音の影響が緩和される。

11.4.3 存在・供用（施設の稼働）による影響

表 11.4-3 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減
実施主体	事業者
実施内容	進出企業に対し、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう指導する。
実施時期	存在・供用時
効果	振動の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし
他の環境への影響	なし

11.4.4 存在・供用（自動車交通の発生）による影響

表 11.4-4 存在・供用（自動車交通の発生）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者
実施内容	進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。	進出企業の運搬車両及び従業員通勤車両の整備，点検を徹底するよう指導する。	進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進，送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう指導する。
実施時期	存在・供用時	存在・供用時	存在・供用時
効果	振動の発生の低減が見込まれる。	振動の発生の低減が見込まれる。	振動の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし
他の環境への影響	大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。	大気質・騒音・温室効果ガス等の影響が緩和される。

11.5 悪臭

11.5.1 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

表 11.5-1 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減
実施主体	事業者
実施内容	進出企業に対し，悪臭防止法に定める規制基準を遵守させるとともに，必要に応じて脱臭設備を設置する等の公害の未然防止に努めるよう指導する。
実施時期	存在・供用時
効果	悪臭の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし
他の環境への影響	なし

11.6 水質

11.6.1 工事（造成等の工事）による公共用水域への影響

表 11.6-1 工事（造成等の工事）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者
実施内容	工事中に発生する濁水については、沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を公共用水域に放流する。	造成箇所は速やかに転圧を施し、降雨による流出を防止する。	必要に応じて仮土堤、仮柵等を設置し、土砂流出を防止する。
実施時期	工事中	工事中	工事中
効果	濁水の発生の低減が見込まれる。	濁水の発生の低減が見込まれる。	濁水の発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	粉じんの飛散の影響が緩和される。	なし

11.7 水象

11.7.1 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による河川等の流量，流速及び水位への影響

表 11.7-1 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者
実施内容	適切な規模の防災調整池を設置し、雨水の洪水調節を行う。	雨水排水経路に浸透柵を設置し、雨水の地下水浸透を促進する。	進出企業に対して緑化を図るよう要請し、生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。
実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時（各進出企業）
効果	降雨時の極端な表流水の流出を緩和し、雨水を放流・還元することで、下流河川・地下水流への影響を最小限にする。	舗装による雨水の表流を緩和し、地下浸透を促進する。	舗装による雨水の表流を緩和し、地下浸透を促進する。
効果の不確実性	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし

11.8 土壌

11.8.1 工事（造成等の工事）による影響

表 11.8-1 工事（造成等の工事）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	表土調査工及び試掘工により廃棄物範囲を確認したうえで、関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壌汚染処理施設へ搬出し、適正に処分する。	埋め戻し等に使用する土壌は、計画地内の発生土を基本とし、汚染の無いことを確認したうえで埋め戻しを行う。	廃棄物等の掘削除去を実施する際には、掘削範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の土壌への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、鋼矢板等の遮水工法を採用する。	掘削除去の際に生じる地下水に対しては、濁水処理設備を設置し、適宜水替えを行う。	掘削土壌等の運搬に際しては、ダンプトラックには過積載にならないよう十分注意を払い、荷台にはシート掛けを行い、土砂の飛散防止に努める。	その他、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会）に準拠し、環境保全対策を実施する。
実施時期	工事中	工事中	工事中	工事中	工事中	工事中
効果	周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。	周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。	周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。	周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。	粉じん等の飛散の低減が見込まれる。	周辺地域への土壌及び地下水の水質への影響の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし	なし	なし	なし

11.9 動物

11.9.1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響

表 11.9-1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置（陸域生物）

保全措置の種類	低減	低減	低減	代償
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	工事中の大気・水質・騒音・振動に係る環境保全措置を確実に実施する。	施工の際は，急激な改変を避け，周辺環境への個体の自発的な移動を促す。	工事期間中は動物相についてモニタリング調査を行い，事業による影響が認められる場合は追加の保全措置を検討する。	進出企業に対しては緑化を要請し，生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。
実施時期	工事中	工事中	工事中	事業計画立案時
効果	計画地及び周辺の動物種の生息に対する影響を軽減できる。	計画地の改変場所から隣接する残存環境への自発的な移動を促すことで，個体への影響を軽減できる。	動物相への影響を軽減できる。	事業実施により一旦逃避した草地・樹林性の昆虫類やこれらを餌とする鳥類の回帰が期待される。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし	なし

表 11.9-2 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置（水生生物）

保全措置の種類	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者
実施内容	工事の進捗に合わせ，適切な場所に沈砂池を設置する。	沈砂池内の堆積土砂については，計画的に撤去を行い，下流への土砂の流出防止に努める。	工事中の水質に係る環境保全措置を確実に実施する。
実施時期	工事中	工事中	工事中
効果	濁水の発生量を低減できる。	濁水の発生量を低減できる。	計画地及び周辺の水生動物の生息に対する影響を軽減できる。
効果の不確実性	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし

11.10 植物

11.10.1 工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響

表 11.10-1 工事（造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	代償
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	工事中の大気・水質に係る環境保全措置を確実に実施する。	植生への影響を抑えるため、改変域を最小限にとどめるとともに、周辺区域への踏み荒らしがないよう注意を払う。	土砂の搬入・搬出や車両の移動は最小限にとどめ移動により外来種が拡散しないように配慮する。	進出企業に対して緑化を図るよう要請し、生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。
実施時期	工事中	工事計画立案時、工事中	工事計画立案時、工事中	事業計画立案時
効果	計画地及び周辺地域の植物種の生育に対する影響を軽減できる。	植生が保全されることで、動物の生息環境が保全できる。	外来種を拡散させないことで在来種が保全できる。	動植物の新たな生息空間の創出が期待される。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし	なし

11.11 生態系

11.11.1 工事（建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事）及び存在・供用（造成地の存在）による影響

表 11.11-1 工事（建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事）

及び存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	代償
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	工事中の大気・水質・騒音・振動に係る環境保全措置を確実に実施する。	施工の際は、急激な改変を避け、周辺環境への個体の自発的な移動を促す。	工事期間中は指標種についてモニタリング調査を行い、事業による影響が認められる場合は追加の保全措置を検討する。	進出企業に対しては緑化を要請し、生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出する。
実施時期	工事中	工事中	工事中	事業計画立案時
効果	計画地及び周辺の指標種の生息に対する影響を軽減できる。	計画地の改変場所から隣接する残存環境への自発的な移動を促すことで、個体への影響を軽減できる。	指標種への影響を軽減できる。	事業実施により一旦逃避した草地・樹林性の昆虫類やこれらを餌とする鳥類の回帰が期待される。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし	なし

11.12 景観

11.12.1 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源，眺望景観への影響

表 11.12-1 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。	稲荷神社の参道方向を意識し，背後に調整池を配置する。	住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。	進出企業に対して緑化を図るよう要請する。	進出企業に対して計画建物のデザインや色彩を「埼玉県景観計画」及び「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の基準を遵守するよう要請する。
実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時（各進出企業）	事業計画立案時（各進出企業）
効果	林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。	計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。	計画地全体の遮蔽効果が期待され，また緑による修景が図られる。	計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。	計画建物が周辺環境に配慮した色彩等となり，地域と調和した景観形成が図られる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし	なし	なし

11.13 自然とのふれあいの場

11.13.1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在（造成地の存在）による影響

表 11.13-1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，造成等の工事）及び存在（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減
実施主体	事業者	事業者
実施内容	工事中の大気・騒音・振動・水質に係る環境保全措置を確実に実施する。	工事中も引き続き通行が可能なよう，迂回ルートを確認する。
実施時期	工事実施期間中	工事実施期間中
効果	利用者の大気・騒音・振動に係る影響を軽減できる。	自然とのふれあいの場の利用性への影響を低減できる。
効果の不確実性	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし

11.14 史跡・文化財

11.14.1 存在・供用（造成地の存在）による影響

表 11.14-1 存在・供用（造成地の存在）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減
実施主体	事業者
実施内容	事前に試掘等の調査を行い、可能な限り埋め戻して保存を図った上で、保存が難しい場所は、記録保存を図る。 なお、調査、保全に当たっては、周知の埋蔵文化財包蔵地の周囲の確認も含め、事業着手前に所沢市教育委員会と協議を行い、指導を受けながら適切に実施するものとする。
実施時期	工事実施前
効果	最小限の影響を抑えることが可能である。
効果の不確実性	きわめて重要な文化財として文化財指定し、保護すべきと評価される物件の存在が明らかになった場合、事業計画の変更があり得る。
他の環境への影響	なし

11.15 日照阻害

11.15.1 存在・供用（施設の存在）による影響

表 11.15-1 存在・供用（施設の存在）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減
実施主体	事業者	事業者
実施内容	計画地周辺の建物立地状況を十分把握し、予測条件として示した建物配置や高さ等を参考に、周辺への日影が増大しないよう、建物配置の検討を進出企業に要請する。	「所沢市街づくり条例」に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を図るよう進出企業に指導する。
実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時
効果	日照阻害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。	日照阻害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。
効果の不確実性	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし

11.16 電波障害

11.16.1 存在・供用（施設の存在）による影響

表 11.16-1 存在・供用（施設の存在）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者
実施内容	計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導する。	連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図るよう進出企業に指導する。	「所沢市街づくり条例」「所沢市建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」に定められる建造物等を建設する場合には、適切な対応を図るよう進出企業に指導する。
実施時期	施設の存在時	施設の存在時	事業計画立案時
効果	電波障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。	電波障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。	電波障害の影響範囲を最小限に抑えることが可能である。
効果の不確実性	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし

11.17 廃棄物等

11.17.1 工事（造成等の工事）による影響（廃棄物、残土）

表 11.17-1 工事（造成等の工事）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者
実施内容	伐採樹木は、チップ化再利用に努める。	建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう、進出企業に要請する。	建築工事に伴い発生する残土は、再利用等適正処理に努める。
実施時期	工事中	工事中	工事中
効果	再生利用の促進が図られる。	発生抑制、再生利用等の促進が図られる。	発生抑制、再生利用等の促進が図られる。
効果の不確実性	なし	なし	なし
他の環境への影響	温室効果ガス等への影響が緩和される。	なし	なし

11.17.2 存在・供用（施設の稼働）による影響（廃棄物、雨水及び処理水）

表 11.17-2 存在・供用（施設の稼働）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減
実施主体	事業者	事業者
実施内容	廃棄物は、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう、進出企業に要請する。	進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。 雨水排水は、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を要する調整池を計画地内に設置し、ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、谷川に放流する。
実施時期	供用時	供用時
効果	発生抑制、再生利用等の促進が図られる。	発生抑制、再生利用等の促進が図られる。
効果の不確実性	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし

11.18 温室効果ガス等

11.18.1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）による影響

表 11.18-1 工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減
実施主体	事業者	事業者
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し建設機械等の効率的な稼働を図り，稼働時間の短縮に努める。 ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める（バックホウについては採用率 30%以上を目標とする。） ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備・点検を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し資材運搬等の車両の効率的な稼働を図り，稼働時間の短縮に努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する（エコドライブ実践率 80%以上を目標とする）。 ・資材運搬等の車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。
実施時期	工事中	工事中
効果	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし
他の環境への影響	大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。	大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。

11.18.2 存在・供用（施設の供用，自動車交通の発生）による影響

表 11.18-2 存在・供用（施設の供用，自動車交通の発生）による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減
実施主体	事業者	事業者
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき，以下に示すような対策を適正に実施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する 1) 施設の建設の際，省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する。（省エネルギー率9.5%）。 2) 二酸化炭素の削減ポテンシャル診断等を通じて，事業者が取り組む温室効果ガスの削減対策を効果的に推進する。 3) 住宅・事務所の低炭素化（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル，低炭素建築物など）を推進する。 4) 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの「賢い選択」を促す“COOL CHOICE 運動”（クールビズやウォームビズ，ライトダウンキャンペーン等）を推進する。 5) 電気の供給，建築物の設計や改修等においては，温室効果ガスの排出削減に配慮した契約を進める。 6) 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した創エネ機器の導入を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量10%削減）。
実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時
効果	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし
他の環境への影響	なし	大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。

余白ページ